

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当制度の導入等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入

関税の撤廃・引下げによるフィリピン産品の輸入の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、フィリピン産品の関税率を引き上げることとするための関税の緊急措置を導入する。

二、協定に基づく関税割当制度の導入

フィリピンに対して一定の数量を限度として関税の撤廃・引下げをする物品については、当該数量の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするための関税割当制度を導入する。

三、その他

その他所要の規定の整備を行う。

#### 四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、協定の効力発生の日から施行する。